

県南広域振興局長告示第69号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年7月4日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

- 1 工区に含まれる地域の名称 2 工区 北上市村崎野12地割14番、178番1、178番2、178番3、178番12、179番3、179番4、180番3、187番2、188番1の一部、188番2の一部、188番9、188番10、195番1の一部、195番2の一部、198番、223番1の一部、224番3の一部、225番3、225番4、228番3、238番4、460番1の一部、460番3の一部、460番4の一部、461番1の一部、461番2の一部、461番3、461番4、461番5、461番6、461番7、461番8、461番9、462番1、462番2、463番1、463番2、463番3、464番、466番3の一部、467番2の一部、470番3、470番4、473番5、474番5、481番、483番の一部、524番1及び531番並びにこれらの区域に介在する認定外道路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 北上市芳町1番1号 北上市